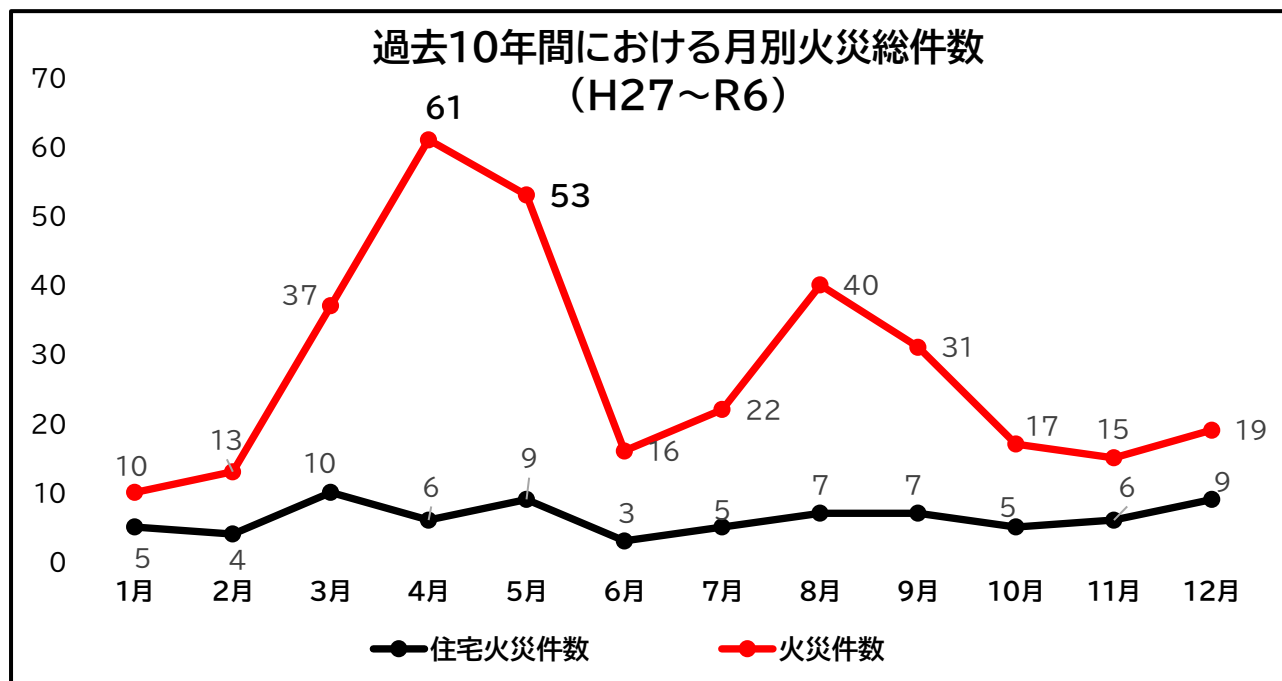


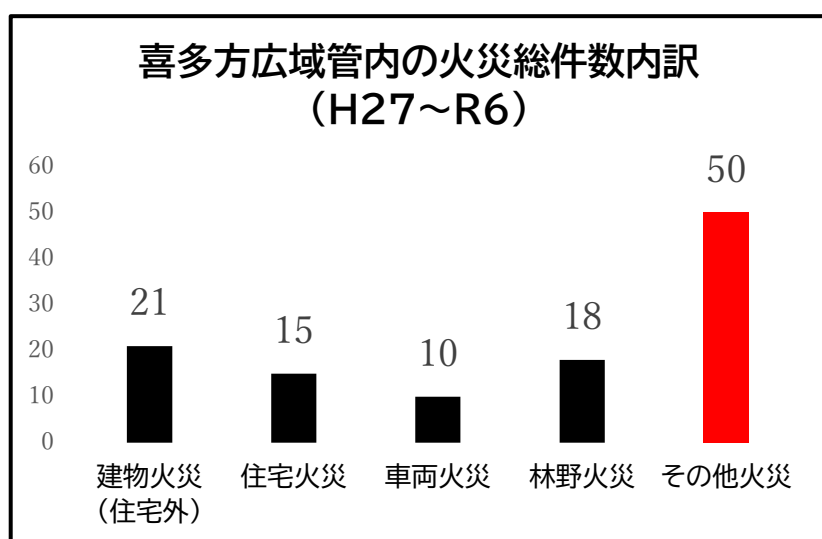
野焼きに関する注意喚起について

喜多方広域管内の火災発生状況について



過去10年間の月別火災総件数をみると、4月、5月に火災が多く発生しております。春を迎え、下草の焼却が延焼拡大し火災に至ったケースが多く見受けられます。

4月、5月中の火災総件数の内訳



4月、5月中の火災内訳をみると、野焼きの延焼拡大により火災に至った事案(その他火災)が多く発生しています。野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止されております。(農業を営むためにやむを得ない焼却を除く)

また、野焼きの拡大により山林や住宅等の建物に延焼する火災も発生していますので、実施しないようお願いいたします。

今年2月に発生しました「大船渡市林野火災」や3月に発生しました「岡山市林野火災」、「今治市林野火災」は、野焼きからの延焼拡大が原因であると報道されております。伐採した枝や下草等は焼却せず、家庭ごみとして出すようお願いいたします。

問い合わせ先 消防本部予防課 22-6213